

社協会員加入のお願い

住民の皆さまに「活動サポーター」・「財政サポーター」として社協活動を支えていただく制度です。任意によりお願いしており、例年、各区・町会・自治会等のほか、企業・商店等にもご協力をいただき、多くのご加入をいただいています。

社協会員会費制度のしくみ（なぜ会員制度をとっているのか）

住民の一人ひとりが福祉の担い手として参加する福祉【住民参加・住民主体】こそ、本来の姿であるとの考えで、住民参加の一形態として、社協では住民の皆さまを対象とした会員制度を設けています。白井市社会福祉協議会では、**皆さまからお預かりした会費により、市内に9カ所ある地区社協の運営や、手話等のボランティア活動、「社協しろい」による広報活動、弁護士などによる心配ごと相談をはじめとした地域に密着した福祉活動を行っています。**会員制度は、これら社協の活動を支えていただくための制度であり、住民相互で支えあい、助け合う「共助」のしくみづくりを進めるうえで、住民一人ひとりが地域の課題・問題を自らのものとして受け止めていただき、会費という形で金銭的なご協力をくださる『財政サポーター』として支援をいただくことで、継続性のある地域福祉活動に結びつくものと考えています。



会費は、地域福祉へ参加をしていただくものです。

ふくまる（白井市社協キャラクター）

会員区分と会費（年額）

個人会員	個人・世帯	1口 / 300円 以上
団体会員	社会福祉団体・ボランティア団体等	1口 / 1,000円 以上
法人会員	企業・商店・事業所等	1口 / 1,000円 以上

・・・・・・・・社協の会員会費制度に関するよくあるご質問Q&A・・・・・・・・

Q. 会費と寄付金の違いは何ですか

A. 寄付金は、何かの役に立ててほしいという善意の表れで、社会福祉協議会活動への参加の意思表示とは性質の異なるものです。また、募金は通常、特定の目的のあるもので、幅広く事業に充当しようとする会費とは異なるものと認識しています。会費は、住民に支援を呼びかけ、100%社協の判断で活用できる財源で、住民が社協活動を支える最も基本的な制度です。

R6 年度もご協力ありがとうございました

令和 6 年度も、自治会・地域等をはじめ多くの企業・商店からもご協力いただき、合計で 2,326,362 円の会費をご納入いただきました。会費の多くを充当している 9 つの地区社協は下記のとおりです。地域住民の皆さまからのご支援による会費を、地区社協などの活動を通して地域に還元する循環を作っていきます。地元の地区社協にもぜひ一度お立ち寄りください。

R6 年度 会費状況	
区分	会費額
個人会員	2,231,362 円
法人会員	95,000 円
合 計	2,326,362 円

地区社協名	拠点名	開所日	所在地	電話
白井第一小学校区	おあしす	火・木・金	旧中央公民館別館内	401-4312
白井第二小学校区	おおぞら	火・木・土	公民センター内	401-5151
白井第三小学校区	サロン・ド・ラミチェ	火・木・土	富士センター内	446-2600
南山小学校区	ホームィー・プラザ	火・金・土	南山小学校内	491-8900
大山口小学校区	ほのほのひろば	火・木・土	大山口小学校内	497-8547
桜台小学校区	さくら	火・水・金	桜台センター内	492-2055
清水口小学校区	てのひら館	火・木・土	清水口小学校敷地内	468-8778
七次台小学校区	てのひら館	月・水・金	清水口小学校敷地内	401-4105
池の上小学校区	ハッピー・プラザ	火・木・土	池の上小学校敷地内	404-5066

会費を充当している主な事業（R6 年度の実績）

- ★地区社会福祉協議会の活動に……小学校区ごとの 9 地区社会福祉協議会活動を支援
- ★心配ごと相談事業の運営に……毎週金曜日の一般相談のほか弁護士・税理士・司法書士相談
- ★ボランティアセンターの運営に……講座・学習会の開催やボランティアの相談・斡旋等
- ★広報紙の発行に……当会広報紙「社協しろい」を年 4 回発行（新聞折込）
- ★社会福祉大会の開催に……社会福祉に功労のあった方々の表彰や講演会の実施等
- ★ふれあいいきいきサロン及び HP に……住民主体のふれあい・いきいきサロンに助成金等



第 38 回白井市社会福祉大会



サマースクール開校式の様子



七次台小地区社協 敬老会

【問合せ】社会福祉法人白井市社会福祉協議会
 住所：白井市復 1123 保健福祉センター 3 階
 電話：492-5713 FAX492-3600 mail：s-shakyo@atlas.plala.or.jp